平成２１年（フ）第１１１８号
宮城県多賀城市伝上山４丁目６番18号
債務者　伊丹　清男
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１１９号
仙台市若林区荒井字笹屋敷68番地の１
債務者　笠松　三喜
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１２０号
仙台市若林区荒井字笹屋敷68番地の１
債務者　笠松　恭子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１２１号
仙台市若林区荒井字笹屋敷68番地の１
債務者　笠松亜祐美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１３０号
仙台市青葉区中山吉成２丁目８番１号　コーポみのる102
債務者　渋谷　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１３１号
仙台市太白区柳生３丁目１番地の１　セキネコーポ201
債務者　山下　明美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１３３号
宮城県黒川郡富谷町東向陽台１丁目８番14―６号
債務者　橋本　愛子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１４７号
仙台市宮城野区福室３丁目27番７号　ベイ.ブリーズ103
債務者　千葉　雅章
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２４１号
福島県伊達市田町47番地
債務者　吉田　妙子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第４５号
東京都江戸川区西葛西６丁目21番３―108号、前住所福島県南相馬市原町区栄町３丁目153番地
債務者　園部　定次
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第５３号
福島県相馬市中村字新町107番地の10　プラウド102
債務者　小山内千裕
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第６５７号
千葉県船橋市大穴北１丁目26番５棟205号
債務者　原　　瑞生（旧姓玉井）
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６７６号
千葉市中央区仁戸名町523番地２　ハイツシャローム203
債務者　奈良　献児
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６９９号
千葉市花見川区検見川町１丁目513番地１　コーポミミ201号
債務者　都筑十四雄
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７３１号
千葉市若葉区桜木北３丁目14番17号　コスモハイツ恵幸203号
債務者　黒木　神吉
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７３３号
千葉県船橋市馬込町1166番地53
債務者　平林　世惠
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７５３号
千葉県船橋市藤原７丁目36番11―208号
債務者　郡司セツ子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係